

時事新報

西尊東卑（昨日の續）

自から一長一短あり權與一方に歸す

畢竟文明の由來を異にして有形實質の進歩於ては彼に譲るもの多きが故に我々は唯之を學び又之を取る可きのみ遠慮に及ばざる筈あれども凡る人間の弱點として已に他の一長を貯し亦隨て之を尊重すれば之れに伴ふ事々物々何となく奇光殊色を放つかと思はれ我れより自から眩惑して彼の有形器械的の文明のみ止まるを得ず蒸氣船車の便利よ心醉すれば社會交際舞踏宴樂衣紋髮飾の微よ至るまでも之より伴ひ一も西洋二も西洋の勢を成し果ては日本に固有する美術工藝的の文明をも打ち棄て彼の武骨殺風景なる技術品類を愛重してに先生の態度品行習慣に化せらるゝ者と一般、長は長、短は短と區別分界を明にして之れを取捨するふとは甚もたび之れに師とし事あるときは知らず譲らずの際に先生の態度品行習慣に化せらるゝ者と一般、長は長、短は短と區別分界を明にして之れを取捨するふとは甚もた易からず斯くて長短併せ取りて西尊東卑の勢を成さば間接直接日本立國の元氣を殺さ其獨立心を蒸消して有形無形他の奴隸たるに至る可しどの掛念もあり是れ亦自から一説よして此等の事宜に處するの法は如何せば則ち可ならん我輩の所見を以てすれば今後我が日本人は斷然西洋人に依頼するの念を絶ち功拙利鈍必ずしも問はず成る可く自から經験工風し自家獨造の力を以て西洋の文明を日本化せしむるの一方あるのみ抑も我が開國日浅しとは申すものゝ開國以來四十年明治改元亦已に二十餘年、此際歐米回覽と云ひ或は遊學修業と云ひ政治法律陸海軍務商工殖產文學科學研究観察の目的を以て人を海外より派遣したるふと前後幾千人なる者も少あからず凡そ右等の人々が其西洋に學ぶ所よ加ふるに日本固有の學藝技術を以てしたならば今日只今強ひて西洋人に依頼するの必要なかる可き筈なるに然るに今の實際に於て陸海軍にも西洋人、汽船會社にも西洋人、法律編纂も西洋人にして諸學校の教授にも西洋人、其他私立の會社等にて西洋人を依頼するの場合甚だ多く或は無限の事情に由り之に依頼して却て當座の得策たるものあらん亦是れ一種十障疊上の掛引、政治家の方すもあらんなれども詰る處は他人に自家の事を托して主人自から傍観するふとなれば此際に我が獨造の風を凋喪せしむるの不利は決して小あらず遺憾なりと云ふ可し日光の鳳堂、奈良京都の伽藍、毎より萬國人の目を驚かすものは何人が之を建てたるや、一輛の馬車を調進する爲め越々使者を洋行させて注文したりどその奇蹟あれども在昔の鳳簫御輿の類は何人が之を造りたりや近頃建築する家屋の飾りに西洋風の磨車模様等を用ふれども我が技術工藝の巧は却て西洋に優るゝ非専ら日本此等の藝術は實に我らさる程にして結局も其の發達せざる者が甚だ多く西洋流行に流されて自か

しで日本獨造心の發達を起初又その發生の地を與へるは國民自立の爲めに謀りて遂に痛惜に堪へざる所なり今人生て三十年學ぶ所少なからず然かも他人に依頼して自から其身を處すると能はざるものには之を稱して愚と云はざるを得ず日本開國三十幾年西洋人に學び西洋人を雇ひ遍歴學今日に至りて尙ほ西洋人に依頼するは聊か不外聞の廉なきに非ざれば今後は日本人も獨立と覺悟して滿期の西洋人は悉く解雇し新に雇はんとする者共は成る可く之を差控へ萬々已むを得ざるもののみは雇ひ年限を短くして隨時遷退の目途を立て日本之事は總べて日本人の手に辨するの趣向ふと肝要ある斯くて日本の人人が日本の事に就て自立の主義を執れば暫時の間は或は失策もあらん或は不手廻はりもあると雖とも無一錢にて経験を買ひ第せすして熟練を得んとするは固より望む可らざるふとあれば多少の不便失策は貴重なる経験熟練を買ふの代價なりとして敢て勘忍す可きのみ西洋の事物必ずしも尊からず又必ずしも卑からず彼の有形實質の進歩は極めて迅速あるが故よ其長短尊卑の在る所を察して遠慮なく之を取るは固より肝要の事なれども之れを取るゝ日本人の手をしてして之れに日本流の工風を施し隨時之れを日本化して一刻も早く西洋丸出しの眞似臭氣を去るの工風なからしめんには今日の進歩は思ひも寄らず此一點に至りては聊か他に誇る所なれども進むに急なれば退くふも急にして時々反動の奇相を呈し事を將に成らんとするに破ると毎度其例に乏しからず左れば我が銳敏なる感性に今後少しくジョン・ブリズムを導き胡椒に砂糖、焼酎に蜜を調和するが如く我が性急短氣を救ふに英國風の實着を以てせば國家百年の長計も順を逐ふて之を成就し西章東卑若くは其反対など云へる變動の爲め又功を一貫に缺き事を將成に破るが如きとなかる可し余の信願する所あり

○熊本地震観測(前説の續)

三

モノハ米野町岳町ニシア西南ノ間ニ向ヒ決裂レ長サ百二十間幅五分ナリ
其地横家等ハ山鹿郡山庭町半倒一米田村蓋園一、半倒二、梨地一、平手二、
城井村半倒一、御園一、三郷村全倒一、米田村全倒四、半倒一、
路一、鮎池地二、井水濁一、梨地一、平手二、
三、千田村同二、梨地三米野町村同三、崩壊道路一、梨石地四、井水増一、
濁一、合計家屋全倒一、半倒四、負傷女一、梨地一、崩壊道路四、耕
宅地六、井水塘二、濁三ナリ

山本邦彌況 本郡ノ震動ハ西北部ニ強ク東南部ニ次ヌナリ梨地ノ大ナル
モノ長五十間幅一寸ナリ其他横家等ハ左ノ如シ山本郡菱形村全倒一、
崩壊耕宅地一五、井水増一、濁一、山東村梨地一、井水增一、濁一、山本村
全倒一半倒一、梨地一四、植木村同六、崩壊耕宅地八、崩井村全倒四、半倒四、
三、梨地二崩壊道路一、山林二、耕宅地一、田原村梨地一、崩壊道路二、
井水濁一、田底村全倒一、半倒二、負傷女一、山内村全倒一、崩壊耕宅地
二、合計家屋全倒六、半倒六、負傷女一、梨地二四、崩壊道路三、山林二、
耕宅地二六、井水増二、濁三ナリ

菊池郡震況 本郡ノ震動ハ櫛シハ山本南部ニ比スレハ稍々弱シ型地ノ大ナル
ナルモノ長二十五間幅一寸五步ナリ其他横家等ハ渠クレハ菊池郡旭野
村裂地一、水深村同三、若鶴村同一、崩壊山林一、耕宅地五、菊池村井水
濁一、加茂川村全倒一、梨地一、井水濁一、合計家屋全倒一、梨地六、崩壊
山林一、耕宅地五、井水濁二ナリ

合志郡震況 本郡ノ震動ハ松シア菊池郡ニ同シ型地ノ大ナルモノ長五
間幅一寸ナリ其他山林ノ崩壊等ハ合志郡泗水村梨地二、西合志村崩壊
山林一、崩壊一、田島村、崩壊山林一、耕宅地二、合志梨地二、崩壊山林二
、耕宅地二、堤防一ナリ

上益城郡震況 本郡ノ震動ハ櫛シハ西北部ニ強ク東西部ニ次ナリ梨地ノ大
ナルモノ長三十五間幅二寸五分餘ナリ御船町ニ傍ヒタル横野川ハ
前後迄水溝溢ナリシモ翌朝ニ至リ忽ナ濁色ヨ呈セリ蓋シ上流ノ堤防
等崩壊ニシヨリ然ルカ其他横家等ハ上益城郡木山村家屋全倒三、
梨地三、崩壊七地三、植木村同三、津森村梨地三、崩壊道路三、耕宅地七
、阪野村、全倒四、植木村同三、大山村全倒二、水越村同一、
一四、梨地一三、崩壊道路三、耕宅地五、堤防四、植木村同四、破損三ナリ
下益城郡震況 本郡ノ震動ハ鮎田玉名ノ兩郡ニ比シ震力稍々輕シ梨地
ノ大ナルモノ長三十間幅七寸ナリ其他横家等ハ下益城郡守富村全倒二、
半倒一、杉合村梨地二、植木村同二、合計家屋全倒二、半倒一、梨地二、
植木村同二ナリ

措置大略 地震に關する措置の大要は初震の時先づ參
集の官吏をして一面は市民及監獄等の救護警戒に從事
せしめ一面は阿蘇山其他噴火の虞ある地方及海岸の狀
を實查せしめ又郡市役所に注意し規より依り救濟の方を
爲さしめたり就中警察官吏は専ら各市町村を巡視し人
命財産の救護を力め又消防組を指揮して火災を豫防せ
しむ故よ熊本市及隣接町村震災の最も劇しき地方も火
災盜難の患なきを得たり熊本警察署所轄内に係る被害
の概況死傷の員數等は震動後僅に二時間餘にして調査
報告を受け且其檢視を遂るを得たるは夜中勿卒の際稍
や其周匝なるを見るに足る初震即下縣下各郡は勿論九
州各縣の状を問合せ彼此震動の強弱を比較するより文
字の如く熊本市飽田郡靈力最も強きを以て地盤調査員派
遣の儀を内務大臣に請求せり」震動地方の強弱及線脈
を示し併て本縣措置の大略を一般より報告し豫め緩急之
が成る虞あからしめんと力を込めしむ爾後八月五日に至
り前文也震景況中又揚げらるが如く小葉裏裏幕上

三

露し不時の飲食を爲す等大に健康を害するの虞あるを恐れ是又一般に報告し其注意を惹けり「飽田郡川尻町及高橋町地方の如き死傷ある地及震害地方は書記官山下秀實を派し負傷を慰問し資家裂地等を點検せしめたり」川尻町に於ては其負傷あるに際し町長は直る町費を以て治療を爲るも高橋町は初め其準備をきを以て町長を督して同様く治療の事より従はしむ
慈惠 各地の負傷者は各々其市町村に於て治療を爲すの傍ら高橋町牧信友外七人川尻町馬原仙三郎外一人は該町死傷者の體状を憚み自ら憂起し大方慈善家の義捐と請へり「殊に熊本に在ては私立熊本病院、同順正堂病院は連日戸外より露宿せし者の病に罹るを虞り其貲因者を救援すべき旨を廣告せり」東京府華族細川譲久より金二百圓東京民友社より金百圓を寄付して救災の費に充るを請へり「本縣會常設委員及轄本市四新聞社は今固震災よ程る者及難に水害よ程るものを救援するかため廣く慈善家の義金を募れり時恰も市民聯説の勢に際するを以て未た共寡に應する者の多さを見されども縣官其他にて既に四百餘圓を義捐せり(熊本縣)

十分より同會を開く事（金八十圓即ち淺員する事）の第一件（同準備金五千圓公債取扱額三十四圓の内購し異議なく直にチ以テ公債證書購入依り一萬三千圓を時價を以て購入す告げ、次々營造物中區會の講決を經置きたる處二十一に付同十一月元區づ三十九圓餘丈を示談整ひしが右あらす御は四月以ざるに依り更に本額二百廿六圓餘及の第一次會を開き屋拂下の願書を差すべきものとは思成分したしと述べ單の事實なれどもては隨分重大の事は區々たる事に向づ調査委員三名を何れとも決議すべく成者ありしが終よ名を撰挙したるに鈴木 信仁（二十一）宇川盛三郎（同上）尙ほ拂下願書の受會又受理すべきも豫算の第三次會をに係る公園改良臨べき三名の撰挙を票しるるゝ三回と毎回最多數の二名左の如し

一般

十分より同會を開く事（金八十圓即ち淺員する事）の第一件（同準備金五千圓公債取扱額三十四圓の内購し異議なく直にチ以テ公債證書購入依り一萬三千圓を時價を以て購入す告げ、次々營造物中區會の講決を經置きたる處二十一に付同十一月元區づ三十九圓餘丈を示談整ひしが右あらす御は四月以ざるに依り更に本額二百廿六圓餘及の第一次會を開き屋拂下の願書を差すべきものとは思成分したしと述べ單の事實なれどもては隨分重大の事は區々たる事に向づ調査委員三名を何れとも決議すべく成者ありしが終よ名を撰舉したるに鈴木 信仁（二十一）宇川盛三郎（同上）尙ほ拂下願書の受會又受理すべきも豫算の第三次會をに係る公園改良臨べき三名の撰舉を票しるるゝ三回と毎回最多數の二名左の如し